

訴 状

2022年7月8日

千葉地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士

〒299-42 [REDACTED] 千葉県長生郡白子町 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

〒 [REDACTED] 千葉県 [REDACTED]

[REDACTED] (送達場所)

原告訴訟代理人 弁護士

電 話

FAX

〒299-4292 千葉県長生郡白子町関5074番地の2

被 告

白 子 町 長

損害賠償等請求事件

訴訟物の価額 1,600,000円

貼用印紙額 13,000円

第1 請求の趣旨

- 被告は、[REDACTED]に対し、4552万9829円及び、内金2669万1012円に対する2022年7月9日から支払済みまで年5%の割合による金員、内金296万5668円に対する2022年7月9日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 被告は、[REDACTED]に対し、4434万6820円及び、内金2669万1012円に対する2022年7月9日から支払済みまで年5%の割合による金員、内金182万6028円に対する2022年7月9日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

1 本件訴訟の概要

本件訴訟は、白子町の行政財産を無許可で使用していた同町の職員に対し不当利得の返還を求める事、また、この無許可使用を容認していた前白子町長に対し不法行為に基づく損害賠償を求める事を白子町に請求する住民訴訟である。

2 行政財産の使用許可について

地方自治法238条の4は、第1項において「行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。」と規定し、第7項において「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定している。

この地方自治法の規定を受けて、白子町財務規則は、233条において下記のとおり規定している。

記

第233条 法第238条の4第7項の規定により、行政財産の使用を許可することができる場合は、次の各号の一に該当する場合に限るものとする。

- (1) 職員及び当該行政財産を利用する者のため、食堂、売店その他厚生施設の用に供する場合
- (2) 学術調査、研究その他の公共目的のため、講演会又は研究会の用に短期間供する場合
- (3) 水道事業、電気事業、ガス事業、運送事業、その他公益事業の用に供するため町長がやむを得ないと認める場合
- (4) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公用又は公益を目的とする事業の用に供する場合
- (5) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める場合

また、白子町財務規則は、行政財産の使用許可期間（234条）、行政財産の使用許可の条件（235条）、行政財産の使用許可申請（236条）、行政財産の使用許可（237条）、行政財産の使用許可手続の特例（238条）を規定している。

3 行政財産を無許可で使用していたこと

白子町で [] を営む [] は、昭和56年ころから、下記アないしウの各上段記載の飲料の自動販売機（合計4基。以下「本件自販機」という。）を、白子町が所有する下記アないしウの各下段記載の行政財産（以下「本件行政財産」という。）に設置して、収益を上げていたが、本件自販機を設置すること、すなわち行政財産を使用することについて、地方自治法及び白子町財務規則に規定する許可を得ていなかった（以下「本件行政財産の無許可使用」という）。

なお、白子町監査委員は、下記イについてのみ、「白子町青少年センターに設置された自動販売機1基については、監査の対象となる期間中に白子町使用料条例に基づく行政財産使用許可手続きが取られており、使用料等も納付されている。」としているが（甲1の6頁。ただし下線は原告代理人が付した。）、白子町使用料条例は、行政財産の使用許可があった場合の使用料及びその徴収方法等に関する条例である。そのため、白子町使用料条例それ自体には、行政財産の使用許可手続を定めた規定は存在しない。白子町の行政財産の使用許可手続を定めているのは、前記のとおり、地方自治法238条の4第7項を受けた白子町財務規則であり、本件ではそもそも地方自治法及び白子町財務規則に基づく行政財産の使用許可を欠くから、仮に下記イにつき何らかの金員の納付が認められるとしても、本件行政財産の無許可使用の事実は動かない。

記

ア 白子町役場庁舎に設置された自動販売機（2基）

千葉県長生郡白子町関5074番地の2所在の建物内の3. 6 m²

イ 白子町青少年センターに設置された自動販売機（1基）

千葉県長生郡白子町関5038番地の1所在の建物内の1. 8 m²

ウ 白子町国民体育館に設置された自動販売機

千葉県長生郡白子町関92番地所在の土地上の1. 8 m²

4 不当利得

（1）相続

■は、2002（平成14）年■日に死亡したが、死亡時まで上記アないしウ記載の本件自販機による本件行政財産の無許可使用を継続し、法律上の原因なく白子町の財産によって利益を受け、そのために白子町に損失を及ぼした。

上記による不当利得を上記同日、同人の子である■が相続した。

また、上記同日、■は、本件自販機及びこれにより得られる利益も相続した。

（2）独自の不当利得

■は、白子町職員であるが、本件自販機による本件行政財産の無許可使用を2002（平成14）年■日（上記の相続の翌日）から2022（令和4）年3月31日（本件自販機の撤去日）まで継続し、法律上の原因なく白子町の財産によって利益を受け、そのために白子町に損失を及ぼした。

したがって、■には上記期間における独自の不当利得も成立する。

（3）不当利得額

白子町は、本件行政財産の無許可使用を2022年3月31日限りで改め、本件自販機が設置されていたのと全く同じ場所を同年7月1日以降に使用する飲料用自動販売機設置事業者を公募した（甲2）。

上記の公募により決定された価額（甲3）が、本件行政財産の適正な使用料であると考えられるところ、この使用料に加え、事業者負担とされる必

要経費（電気代）を加算すると2002（平成14）年4月1日から2022（令和4）年3月31日までの20年間の不当利得（上記の相続及び独自の不当利得の合計。なお、20年間というのは後記する不法行為の除斥期間を考慮した期間である。）は、本訴状添付の計算書①のとおり元金だけで2965万6680円（2020年3月までの元金2669万1012円及び同年4月以降の元金296万5668円）となる。また、これに対する本件提訴日（2022年7月8日）までの利息（民法704条の利息）は1587万3149円であり、これらを合わせた元利金は4552万9829円となる。

上記の計算書①の必要経費（電気代）の計算については、本件行政財産以外の白子町の行政財産を適法に使用している本件自販機以外の自動販売機の電気料金が3基で合計年間85,195円であり（甲4の4枚目の「令和3年度」）、つまり1基当たり年間28,398円であるので、これと同額と仮定して計算している。なお、この点、白子町監査委員は、「町内3ふれあいセンターに設置された自動販売機」の「3基の年間電気料は85,915円」としているが（甲1の10頁。ただし下線は原告代理人が付した。）、これは誤記であり、上記のとおり85,195円が正しい。また、本件自販機のうち白子町青少年センターに設置された自動販売機1基については、必要経費のみは支払われていたようであるので、これを加算しなかった。

そして、上記の計算書①の計算においては、公募における「自動販売機の設置条件等」に「販売手数料は徴収しません。」と記載されているので（甲2の2枚目）、販売手数料を加算しなかった。

さらに、上記の計算書①の損害金の計算については、白子町使用料条例6条により使用料は前納とされていること、この種の使用に関する契約は通常年間契約であることから、起算日を毎年4月1日とし、利息計算の基礎となる使用料の金額を1年分とした。この損害金計算の利率は、2020年3月までの元金2669万1012円については年5%、同年4月以降の元

金296万5668円については年3%とした。

(4) 小括

したがって、[REDACTED]は白子町に対し、4552万9829円及び、内金2669万1012円に対する2022年7月9日から支払済みまで年5%の割合による利息、内金296万5668円に対する2022年7月9日から支払済みまで年3%の割合による利息を返還するべきである。

5 不法行為

[REDACTED]は、1993年から2021年6月18日まで7期28年にわたり白子町の町長を務め、この間、故意・過失により、本件行政財産の無許可使用を容認し、本件自販機についての適正な使用料及び電気代などの必要経費の徴収をせず、もって白子町に損害を発生させた。

上記期間のうち不法行為の除斥期間を考慮して、2002（平成14）年4月1日から2021（令和3）年6月18日の損害額を計算すると、本訴状添付の計算書②（計算方法は計算書①と同様である。）のとおり、元金だけで2851万7040円（2020年3月までの元金2669万1012円及び同年4月以降の元金182万6028円）となる。また、これに対する本件提訴日（2022年7月8日）までの遅延利息は1582万9780円であり、これらを合わせた元利金は4434万6820円となる。

したがって、[REDACTED]は白子町に対し、4434万6820円及び、内金2669万1012円に対する2022年7月9日から支払済みまで年5%の割合による利息、内金182万6028円に対する2022年7月9日から支払済みまで年3%の割合による利息を支払うべきである。

6 住民監査請求

原告（請求人）は、2022年4月20日付で白子町監査委員に対し、本件被告を名宛人とする、本件請求と同一内容の措置を求めて住民監査請求をした。

しかしながら、白子町監査委員は、同年6月17日付けで原告（請求人）の請求につき「監査の結果を決定することができない」との監査結果を通知した（甲1）。

7 結論

前記のとおり、[REDACTED]が白子町に対し不当利得を返還すべきこと、前白子町長である[REDACTED]が白子町に対し損害を賠償すべきことは明らかであり、これらの返還及び賠償を白子町が請求しないことは、財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）であると認められる。

よって、原告は被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号の規定に基づき、本件の怠る事実に係る相手方である[REDACTED]及び[REDACTED]に上記の返還及び賠償を請求することを求める。

証 挙 方 法 証拠説明書記載のとおり。

付 属 書 類

- | | |
|----------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲各号証写し | 各1通 |
| 3 訴訟委任状 | 1通 |

計算書① [REDACTED] に請求すべき不当利得額（公募結果等に基づく）

		白子町役場庁舎（2台）		白子町青少年センター（1台）		白子町国民体育館（1台）		起算日	2002/4/1	損害金計算日	2022/7/8
		使用料／台 (公募基準)	必要経費／台 (他施設基準)	使用料／台 (公募基準)	必要経費／台 (他施設基準)	使用料／台 (公募基準)	必要経費／台 (他施設基準)				
		475,320	28,398	223,500	0	223,500	28,398	5% 2020/4-	3%	損害金／日	3,900

No.	年度	期間	使用料	必要経費 (電気代)	使用料	必要経費分 の損害は0	使用料	必要経費 (電気代)	合計	経過日数	損害金	総合計	備考
1	R03	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	463	56,429	1,539,263	2022/3/31撤去
2	R02	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	828	100,914	1,583,748	↑ 損害金利率 3 %
3	H31	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	1,194	242,535	1,725,369	↓ 損害金利率 5 %
4	H30	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	1,559	316,676	1,799,510	
5	H29	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	1,924	390,818	1,873,652	
6	H28	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	2,289	464,960	1,947,794	
7	H27	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	2,655	539,305	2,022,139	
8	H26	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	3,020	613,446	2,096,280	
9	H25	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	3,385	687,588	2,170,422	
10	H24	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	3,750	761,730	2,244,564	
11	H23	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	4,116	836,075	2,318,909	
12	H22	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	4,481	910,216	2,393,050	
13	H21	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	4,846	984,358	2,467,192	
14	H20	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	5,211	1,058,500	2,541,334	
15	H19	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	5,577	1,132,845	2,615,679	
16	H18	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	5,942	1,206,986	2,689,820	
17	H17	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	6,307	1,281,128	2,763,962	
18	H16	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	6,672	1,355,270	2,838,104	
19	H15	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	7,038	1,429,614	2,912,448	
20	H14	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	7,403	1,503,756	2,986,590	
			19,012,800	1,135,920	4,470,000	0	4,470,000	567,960	29,656,680	7,403	15,873,149	45,529,829	

計算書② [REDACTED] に請求すべき損害額（公募結果等に基づく）

		白子町役場庁舎（2台）	白子町青少年センター（1台）	白子町国民体育館（1台）		起算日	2002/4/1	損害金計算日	2022/7/8	
		使用料／台 (公募基準)	必要経費／台 (他施設基準)	使用料／台 (公募基準)	必要経費／台 (他施設基準)	使用料／台 (公募基準)	必要経費／台 (他施設基準)	利率 -2020/3	5% 2020/4-	3%
		475,320	28,398	223,500	0	223,500	28,398		損害金／日	3,806

No.	年度	期間	使用料	必要経費 (電気代)	使用料	必要経費分 の損害は0	使用料	必要経費 (電気代)	合計	経過日数	損害金	総合計	備考
1	R03	4/1-6/18	205,755	12,293	48,374	0	48,374	28,398	343,194	463	13,060	356,254	任期満了日(6/18)まで79日間
2	R02	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	828	100,914	1,583,748	↑損害金利率3%
3	H31	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	1,194	242,535	1,725,369	↓損害金利率5%
4	H30	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	1,559	316,676	1,799,510	
5	H29	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	1,924	390,818	1,873,652	
6	H28	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	2,289	464,960	1,947,794	
7	H27	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	2,655	539,305	2,022,139	
8	H26	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	3,020	613,446	2,096,280	
9	H25	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	3,385	687,588	2,170,422	
10	H24	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	3,750	761,730	2,244,564	
11	H23	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	4,116	836,075	2,318,909	
12	H22	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	4,481	910,216	2,393,050	
13	H21	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	4,846	984,358	2,467,192	
14	H20	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	5,211	1,058,500	2,541,334	
15	H19	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	5,577	1,132,845	2,615,679	
16	H18	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	5,942	1,206,986	2,689,820	
17	H17	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	6,307	1,281,128	2,763,962	
18	H16	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	6,672	1,355,270	2,838,104	
19	H15	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	7,038	1,429,614	2,912,448	
20	H14	4/1-3/31	950,640	56,796	223,500	0	223,500	28,398	1,482,834	7,403	1,503,756	2,986,590	
			18,267,915	1,091,417	4,294,874	0	4,294,874	567,960	28,517,040	7,403	15,829,780	44,346,820	

令和4年(行ウ)第 号 損害賠償等請求事件

原 告 [REDACTED]

被 告 白子町長 [REDACTED]

証 披 説 明 書

2022年7月8日

千葉地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 [REDACTED]

号証	標 目 (原本と写しの別)	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 1	白子町職員措 置請求に係る 監査結果 (通知)	写し R4.6.17	白子町 監査委員	白子町監査委員が2022年 6月17日付けで請求人(原 告)の請求について「監査の 結果を決定することができ ない」との監査結果を通知した ことなど。
甲 2	飲料用自動販 売機設置事業 者募集要項	写し R4.5	白子町	白子町が、本件自販機が設置さ れていたのと全く同じ場所を 同年7月1日以降に使用する 飲料用自動販売機設置事業者 を公募したこと。

甲 3	白子町飲料用 自動販売機設 置事業者公募 結果	写し	R4.6	白子町	上記公募の結果。とくに決定 使用料について。本件の不当 利得額及び損害額の算定方法 が適正であることなど。
甲 4	行政文書	写し	R4.5.16	白子町長	本件行政財産以外の白子町の 行政財産を適法に使用してい る本件自販機以外の自動販売 機の「令和 3 年度」の電気料 金が 3 基で合計年間 85,1 95 円であること。

以 上

請求人 [REDACTED] 様

白子町監査委員 [REDACTED]

白子町監査委員 [REDACTED]

白子町職員措置請求の監査結果について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、令和4年4月20日付けで提出されました白子町職員措置請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

記

第1 請求人

住所 白子町 [REDACTED]

職業 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

第2 請求の内容

請求人から令和4年4月20日に提出された白子町職員措置請求書及びその事実を証する書面並びに令和4年5月20日に提出された追加資料（以下「監査請求書等」という。）の内容をまとめると以下のとおりである。

（令和4年4月20日白子町職員措置請求書）

第1 請求の要旨

1 請求の趣旨

（1）前白子町長 [REDACTED] 氏（以下、「前町長」という。）は、白子町（以下、「町」という。）の行政財産である白子町役場庁舎、白子町青少年センター、及び白子町国民体育館の建物、及びその敷地等を、自動販売機を設置させる目的で、白子町役場職員である [REDACTED] 氏（以下、「[REDACTED] 氏」という。）に対し無償で貸し付け、また、販売機設置にかかる光熱費等の必要

経費（以下「使用料等」という。）を請求しなかった。

（2）本来町は、行政財産を使用させる場合、白子町使用料条例に基づき、使用者から適切な使用料等を徴収し、有償で貸し付けるべきところ、町長に就任した平成5年から令和2年までの28年に渡り徴収すべき手続きを怠り、これにより町は、本来得られるべきであった使用料等を得られず、損害を被った。

（3）よって町は、使用料等を適切に算出のうえ、①不当利得を■氏に対して請求し、②時効等により請求権を失った損害について前町長に対し請求するよう求める。

2 本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）の請求根拠について

（1）本件請求における具体的な事実の指摘

ア 白子町議会議員である■氏（以下「■氏」という。）が、令和3年12月に白子町議会令和3年第4回定例会において行った一般質問や、それに対する■現町長（以下「現町長」という。）、ないし総務課長（以下「町当局」という。）の答弁により、町が■氏に対して無償で土地建物を貸し付けていた事実が判明した（甲1）。

イ 議会答弁を受け市民オンブズマンの会白子（以下「請求人」という。）は令和3年12月6日、町当局に対し事実関係の確認、及び今後の対応について質問書を提出し（甲2）、翌年2月21日に町当局より回答を得た（甲3）。

かかる回答によると、役場庁舎に設置した自販機について、町は昭和56年3月、橋梁工事のため、■氏父が所有する土地を町が無償で借り受ける代替措置として、当時の町長が庁舎管理権の行使として、■氏父に町役場内に自販機を無償設置と、光熱費の町負担を内容とする使用貸借契約を行ったと思われるといった趣旨の回答をし、無償貸し付けの事実を認めた。なお、■氏はその後、その地位を相続したものである。

（2）無償貸し付け処分の違法性について

ア 白子町役場庁舎への無償貸し付けについて

町当局は、役場庁舎への自動販売機の無償貸し付けについて、当時の橋梁整備事業を円滑に行うため、庁舎管理権の行使として無償貸し付けを認めたものであるから違法でない旨主張する（甲3）。

しかし庁舎管理権とは、「公物管理者たる庁舎の管理者が、直接、国又は地方公共団体等の事務又は事業の用に供するための施設としての本来的機能を発揮するためにする一切の作用」と解される（原龍之助『公物管理法』（新版再版）235頁）。

これを本件でみると、橋梁事業の執行と、町役場庁舎の施設としての本来的機能の発揮とは何ら関係がなく、橋梁事業のためにする無償貸し付けは、庁舎管理権を逸脱していることは明白である。

したがって、本件無償貸し付けを橋梁整備事業にかかる土地の無償借り受けとの代替措置であるから違法でないとする主張は失当である。

イ 白子町国民体育館、白子町青少年センターへの無償貸し付けについて
町当局の回答によれば、■氏父が所有する土地を、町が無償で借り受けるその代替措置として、「白子町役場庁舎」に無償設置の「仕様承諾」をしたと思われるとのことであった。

しかし、仮に町当局が主張するように、白子町役場庁舎への無償設置が、当該代替措置として対価的関係を有することから違法でないとされたとしても、白子町国民体育館はその代替措置の対象地に含まれておらず、また白子町青少年センターについては建物の竣工が昭和60年であり（甲4）、承諾当時建物自体存在していない。

したがって、両施設については当該「使用承諾」の範囲外であり、無償貸し付けにはそれを正当化する法律上の根拠はなく、使用料等を徴収しないことは違法である。

ウ 前町長が使用料等の徴収手続きを怠ったこと

地方自治法第242条第1項にいう「怠る事実」とは、当該執行機関又は職員において、公金の賦課徴収をなすべきであり、かつ、その職務権限を適正に行使すれば公金の賦課徴収をなしうるにもかかわらず、それをしないことをいうものと解される（横浜地判昭和54年10月31日）。

これを本件でみると、前町長は、■氏以外が設置する自動販売機については、職務権限の行使により使用料等を徴収しており、行政財産の貸し付けには使用料を徴収すべきことを知っていた。

また、■氏の自動販売機は前町長の執務場所でもある町役場庁舎入口に設置されたものであり、その存在についても当然に認知していた。

そして■氏は町役場の幹部職員でもあり、設置や維持管理、及び営業が当人によるものである事実は、28年もの間その職にあった前町長は当然に認識していたはずである。

したがって、前町長が長期に渡り使用料等の徴収を、その職務権限を適正に行使すればなしえたにもかかわらずそれを怠ってきたことは上記事実から明白である。

よって、請求人は、白子町監査委員に対し、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、別紙事実証明書を添付し、請求の趣旨記載のとおりの厳正な措置を請求する。

(令和4年5月20日白子町職員措置請求書における追加資料)

前白子町長 (略) に関する措置請求における追加資料の提出について

第1 証拠により証明しようとする事実

町が、本来得られるべきであった適切な使用料等の金額
(添付されている事実証明書)

(令和4年4月20日白子町職員措置請求書)

1 甲第1号証 白子町議会令和3年第4回定例会会議録

((略) 町議会議員の一般質問)

2 甲第2号証 当会からの質問書

3 甲第3号証 質問書への回答書

4 甲第4号証 白子町公共施設等総合管理計画
(白子町青少年センター落成年)

(令和4年5月20日白子町職員措置請求書における追加資料)

1 甲第5号証 請求人による町が本来得られるべきであった使用料等の算出資料

第3 請求の受理

令和4年4月20日に受付した「白子町職員措置請求書」による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、4月28日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の要旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、行政財産の使用に係る「財産の管理を怠る事実」について、法及び白子町財務規則（昭和60年規則第4号）等の規定に基づき監査を行う。

住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し、特定して認識できるよう個別的、具体的に摘示しなければならないとされているが、請求人からは（1）本件請求における具体的な事実の指摘で、自動販売機の無償貸し付けの事実を確認するのみで、監査の対象となる具体的な使用料等の摘示及び具体的な期間の摘示や具体的な損害

の摘示がなかった。

しかしながら、令和4年5月20日に実施した請求人の意見陳述において、監査の対象となる期間を平成14年1月から令和3年12月までとし、追加提出された甲第5号証において、前町長への損害賠償額1,672,280円、■氏への不当利得に基づく返還請求額1,672,280円が摘示され、その内容を確認した。

したがって、行政財産である白子町役場庁舎、白子町青少年センター、及び白子町国民体育館の建物、及びその敷地等に、自動販売機を設置したことなどに係る「財産の管理を怠る事実」について、平成14年1月から令和3年12月までの期間を対象とした監査を行うこととした。

2 監査対象部署

総務課及び教育委員会生涯学習課

3 監査の期間

令和4年4月20日から令和4年6月19日まで

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和4年4月20日及び5月20日に提出された。

なお、請求人の陳述については、令和4年5月20日に実施した。

5 関係職員の調査

(1) 関係職員の調査

監査対象部署に関係書類の提出を求め、令和4年5月31日に総務課、令和4年5月26日に白子町教育委員会教育長（教育委員会生涯学習課）から関係書類の提出があった。

また、関係人として令和4年6月2日に前町長と■氏の意見聴取を行った。

(2) 調査の要旨

関係書類の確認、精査及び関係人の意見聴取を行い、本件監査請求に係る「財産の管理を怠る事実」の有無について調査する。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求及び関係人の意見聴取、関係書類の調査並びにこれらに係る法令等から、次の事実を確認した。

(1) 監査の対象となる行政財産

監査の対象となる行政財産は以下のとおりである。

- ア 白子町役場庁舎に設置された自動販売機（2基）相当分
長生郡白子町関5074番地の2のうち3.6平方メートル
- イ 白子町青少年センターに設置された自動販売機（1基）相当分
長生郡白子町関5038番地の1のうち1.8平方メートル
- ウ 白子町国民体育館に設置された自動販売機（1基）相当分
長生郡白子町関92番地のうち1.8平方メートル

（2）監査の対象となる期間

平成14年1月から令和3年12月まで

（3）白子町青少年センターに設置された自動販売機（1基）について
監査の対象として調査した結果、白子町青少年センターに設置された自動販売機1基については、監査の対象となる期間中に白子町使用料条例に基づく行政財産使用許可手続きが取られており、使用料等も納付されている。

（4）関係書類の確認について

- ア 白子町役場庁舎への自動販売機設置に係る行政財産の使用許可や契約書等の関係書類一式については、保管（存在）していない。
- イ 白子町国民体育館への自動販売機設置に係る行政財産の使用許可や契約書等の関係書類一式については、保管（存在）していない。

2 監査委員の判断

（1）前提条件として

1 事実関係の確認（3）で確認された自動販売機の設置にかかる経緯以外、白子町役場庁舎に設置された自動販売機（2基）及び白子町国民体育館に設置された自動販売機（1基）の経緯は、それを証する書類などが残っていないので、[] 町長からなされた質問書への回答書の内容と関係人の意見聴取等を基に、昭和56年当時の公共事業に伴い当時の町長の判断で自動販売機が設置されたことを前提条件とする。

なお、この点については、請求人も請求の要旨で前提条件としていることがうかがえる。

（2）監査の対象となる行政財産について

前述のとおり、白子町青少年センターに設置された自動販売機1基については、適正な手続きが取られていたので、本件監査の対象となる行政財産から除く。

（3）[] 氏に対して請求することについて

法第242条に定める住民監査請求は、当該普通地方公共団体の職員に

ついて、違法若しくは不适当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるものであり、これらは財務会計上の行為又は怠る事実としての性質を有するものである。

ここで、本件請求が適法といえるためには、■氏の行為が財務会計上の行為としての財産管理行為に当たる場合でなければならず、財産管理行為とは、当該財産の財産的価値に着目して、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする行為というものと解される（平成2年4月12日最高裁）。

そこで、■氏に対する請求の適法性について検討する。

請求人から提出された本件監査請求及び関係人の意見聴取、関係書類の調査などから、確かに■氏は白子町役場職員であるが、昭和56年当時の公共事業に伴い■氏の父が自動販売機を設置し、それを■氏の父が死亡した後に相続・承継したのであって、当該普通地方公共団体の職員としてなされた財産管理行為ではないことが分かる。

よつて、確かに■氏は白子町役場職員であるが、法第242条に定める請求の対象にはならず、また、■氏の行為は財務会計上の行為としての財産管理行為に当たらないので、本件請求には理由がない。

（4）前町長に対して請求することについては、次のとおり異なる判断に分かれた。

ア ■監査委員

法第242条に定める住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長について、違法若しくは不适当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるものであり、これらは財務会計上の行為又は怠る事実としての性質を有するものである。

ここで、本件請求が適法といえるためには、前町長の行為が財務会計上の行為としての財産管理行為に当たる場合でなければならず、財産管理行為とは、当該財産の財産的価値に着目して、その価値の維持、保全を図る

財務的処理を直接の目的とする行為というものと解される（平成2年4月12日最高裁）。

そこで、前町長に対する請求の適法性について検討する。

法第238条の4第7項の規定により、町が所有し又は管理する行政財産及び公の施設の目的外利用について定めた白子町財務規則には、第233条で行政財産の使用許可の範囲、第234条で行政財産の使用許可期間、第235条で行政財産の使用許可の条件、第236条で行政財産の使用許可申請、第237条で行政財産の使用許可、第238条で行政財産の使用許可手続きの特例などが定められており、自動販売機を設置する行為の許可は、行政財産である白子町役場庁舎と白子町国民体育館の目的外使用を施設管理者の見地から許可する者としての行為であるので、白子町役場庁舎と白子町国民体育館の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為には当たらないと解するのが適当である。

そうすると、前町長が本件使用許可をした行為は法第242条に定める住民監査請求の対象にはならず、本件請求には理由がない。

また、法第225条の規定に、普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる、とある。

そこで、使用料の徴収について検討する。

前述のとおり、白子町役場庁舎と白子町国民体育館に自動販売機の設置をしたのは、昭和56年当時の町長が、橋梁整備事業（観音堂橋）が地域の交通と町の発展に影響を与えるという重大な公共性を有していること、職員の福利厚生や施設利用者の利便性の向上などを総合的に勘案して、町長の裁量権として判断した結果であり、その使用料の徴収は白子町使用料条例（昭和45年条例第29号）第7条第4項の規定により、町長が必要と認めたので、使用料及び第5条に規定する加算金の全部を減免したものである。

また、前々町長と前町長は行政の継続性をもってこれを承継してきたのであって、故意または重大な過失があったとは認められないので違法性はない。

イ ■■■ 監査委員

前町長に対する請求の適法性について、異なる見地から検討する。

白子町財務規則第1条の目的に、この規則は、地方自治法施行令第173条の2の規定により、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもの

を除くほか、町の財務に関して必要な事項を定め、もって公正、かつ、確實に財務に関する事務を処理することを目的とする、とある。

同規則の第233条で行政財産の使用許可の範囲、第234条で行政財産の使用許可期間、第235条で行政財産の使用許可の条件、第236条で行政財産の使用許可申請、第237条で行政財産の使用許可、第238条で行政財産の使用許可手続きの特例などが定められているが、あくまでも町の財務に関して必要な事項を定めた規則の規定なので、白子町役場庁舎と白子町国民体育館の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為には当たると解するのが適当である。

そうすると、前町長が本件使用許可をした行為は法第242条に定める住民監査請求の対象に当たり、本件請求の対象となる。

次に、法第225条の規定に、普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる、とある。

そこで、使用料の徴収について検討する。

白子町使用料条例（昭和45年条例第29号）の規定では、第2条で公の施設の利用に対する使用料、第3条で行政財産の使用料を定めている。

白子町役場庁舎の使用料は、第2条の公の施設の利用に対する使用料とみるとことが妥当なので、別表の白子町公用財産のうち原形で使用するものとして、1平方メートル1年につき160円となる。また、同第5条の規定では、使用料に加算して電気又は電力料金を徴収することができる、とある。

白子町国民体育館は、第2条の公の施設の利用に対する使用料とみると、第3条の行政財産の使用料とみるとで使用料の積算が異なる。第2条の公の施設の利用に対する使用料とみると、別表の体育施設のうち国民体育館には当たらないので、白子町役場庁舎と同様に別表の白子町公用財産のうち原形で使用するものとして、1平方メートル1年につき160円となる。また、第3条の行政財産の使用料とみると、土地については、町長が評価した価格に1,000分の3を乗じて得た額となる。また、同第5条の規定では、使用料に加算して電気又は電力料金を徴収することができる、とある。

この条件で、監査の対象となる期間である平成14年1月から令和3年12月までの、電気又は電力料金を加算した使用料を正確に算出するためには相当なデータと時間が必要である。

それでは、請求人による町が本来得られるべきであった使用料等の算出資料（甲第5号証）で検証する。

積算単価等を①使用料：@13,409円／台・年、②必要経費（電気料水道料）：@28,398円／台・年、③設置場所が好立地・高稼働率であり加算調整が必要、とし、自動販売機合計4台の監査の対象となる期間である平成14年1月から令和3年12月までの使用料等を3,344,560円としている。まず、前述のとおり白子町青少年センターに設置された自動販売機1基については、適正な手続きが取られていたので、本件監査の対象となる行政財産から除く。次に、②必要経費（電気料水道料）のうち白子町青少年センターに設置された自動販売機以外の自動販売機には水道が必要ないのでこれを除く。このように条件が少しでも変わることにより、正確な使用料の算出はますます難しくなる。

それでは、[REDACTED]町長からなされた質問書への回答書の内容で検証する。

自動販売機の貸付料金（使用料）1台2m²×160円（町使用料条例）+21,672円（電気代；当方試算）=21,992円（年間）、3台分で65,976円となる。この条件で、監査の対象となる期間である平成14年1月から令和3年12月までの20年間で1,319,520円となる。

それでは、町内3ふれあいセンターに設置された自動販売機の令和3年度の電気使用料で検証する。

3基の年間電気料は85,915円で、前述の使用料との合計で年間86,875円となる。この条件で、監査の対象となる期間である平成14年1月から令和3年12月までの20年間で1,737,500円となる。ただし、省エネルギー型の自動販売機の可能性や過去の電気料金の推移を加味していないので、情報としては限定的である。

結果として、自動販売機3基の平成14年1月から令和3年12月までの20年間での電気又は電力料金を加算した使用料を正確に算出することは不可能に近い。仮にある条件を基に算出したとしてもこれが正しい使用料だとは言い難い。

よって、白子町使用料条例の規定に基づく使用料の徴収については、徴収すべきと考えるがその金額の算定方法が見つからず、金額も算出できないので判断できない。

3 結論

住民監査請求に基づく監査及び勧告についての決定は、地方自治法第242条第8項において、監査委員の合議によるものとされています。

よって、以上のとおり、本件請求にかかる請求の内容について慎重に審議を重ねてきたが意見が一致せず、合議が成立しないので、監査の結果を決定することができない。

甲第 2 号証

飲料用自動販売機設置事業者募集要項

白子町が行う飲料用自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

別表1「公募物件一覧」のとおり

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は事業を営んでいる個人に限り応募することができます。

（1）次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥ 破産者で復権を得ない者

（2）次の①から⑦までのいずれにも該当しない者（①から⑦までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。

① 白子町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 白子町が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が白子町と契約を締結すること又は白子町との契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。））第234条の2第1項の規定により白子町が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくて白子町との契約を履行しなかった者

⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

⑦ 白子町の指名停止措置を受けている者又は指名停止に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けている者

（3）法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有すること。

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4

号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 国税、県税及び町税等の滞納がないこと。

3 自動販売機の設置条件等

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可(以下「使用許可」という。)を受けて使用します。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は令和4年7月1日から令和5年3月31日の9ヶ月とします。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと白子町が判断した場合は、令和5年4月1日以降は許可期間を1年間とし、引き続き使用許可をすることができます(延長は4回までとします)。

③ 使用料

設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。

ただし、令和4年度使用料については、白子町使用料条例(昭和45年条例第29号)第2条により月割計算した額の9ヶ月分を白子町の発行する納入通知書により白子町の指定する期限までに全額納入してください。

④ 販売手数料

販売手数料は徴収しません。

⑤ 自動販売機の大きさ等

設置する自動販売機は、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよいもので、その大きさは、別表1公募物件一覧に設置可能寸法を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。

⑥ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、光熱水費等は、子メーター設置を原則とし、設置事業者の負担とします。

(2) 使用上の制限

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料及び光熱水費等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 使用許可期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間及び経路については、白子町の指示に従うこと。
- ⑤ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機(エコ・ベンダーなど)や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開閉時間外や閉店日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消

灯など環境対策機能を備えた自動販売機を設置すること。

⑥ 販売品目は、飲料品（乳飲料を含む。）の缶又はペットボトルなど密閉式容器入りとし、標準小売価格の10円引き以下の価格で販売すること。

⑦ 酒類の販売は行わないこと。

（3）維持管理責任

① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に配慮して設置すること。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

（4）使用許可の取消及び変更

町が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

（5）自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、使用許可が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の3ヶ月前までに白子町に書面により通知してください。

（6）売上報告

設置事業者は、自動販売機の売上状況を4月から6ヶ月毎に集計し、半期最終月の翌月15日までに売上報告書（様式1）を企画財政課へ提出してください。

（7）原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合又は許可を取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を白子町に請求することができません。

4 募集要項等の取得方法

本町ホームページからダウンロードしてください。

5 質問書の受付期間

（1）令和4年5月18日（水）～令和4年5月27日（金）

受付期間内に、白子町企画財政課へFAXでご提出ください。

白子町企画財政課 FAX0475-33-4132

質問の回答は、令和4年5月30日（月）にホームページにて回答します。

6 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

令和4年5月18日（水）～令和4年6月3日（金）

(2) 申込受付場所

白子町閑5074-2

白子町役場企画財政課

(3) 申込みに必要な書類（各1部）

① 応募申込書（白子町所定様式）

※応募申込書は、封筒に入れ密閉し、割印をして下さい。

② 誓約書（白子町所定様式）

③ 証明書類（発行日から3ヶ月以内のもの）

【法人の場合】 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書

【個人の場合】 住民票、印鑑証明書

④ 2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し（該当の場合のみ）

※複数の物件に応募する場合は、②～④は1部で可とします。

(4) 申込書提出方法

白子町企画財政課へ提出（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）または郵送（簡易書留）

7 設置事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 公募物件に対し、白子町が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者として決定します。販売品目の売値等は、審査の対象としません。

(3) 最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより設置事業者を決定します。

くじは、白子町が指定した者（価格審査に係る本町職員）が引きます。

(4) 応募申込書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

① 設置する自動販売機1台につき12,000円を下回る価格によるもの。

② 応募参加資格がない者が応募申込みしたもの。

③ 指定の日時までに応募しなかったもの。

④ 応募資格者の記名がないもの。

⑤ 本町が交付した応募申込書を用いないで応募したもの。

⑥ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。

⑦ 応募申込書の記載を訂正、削除、挿入等したもの。

⑧ 応募申込みに関し不正な行為を行った者がしたもの。

⑨ その他応募申込みに関する条件に違反したもの。

(5) 設置事業者の決定及び公表

設置事業者の決定は令和4年6月6日（月）の予定です。設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を通知するとともに、白子町ホームページに決定業者名及び個人名・決定金額を掲載します。

8 使用許可の手続き

設置事業者に決定した者は、令和4年6月24日（金）までに、行政財産使用許可申請書を企画財政課へ提出して下さい。使用許可日は、令和4年7月1日（金）となります。

《行政財産使用許可申請提出書類》

- ① 行政財産使用許可申請書（白子町指定様式）
- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）

9 設置事業者の決定の取消し、設置辞退

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合
- ③ 白子町の指定する様式で期限までに使用料が納入されなかった場合

(2) 設置事業者が設置辞退をする場合は、辞退する月の3ヶ月前に連絡しなければならない。

(3) 設置事業者が自動販売機の設置を辞退し、または決定の取消があったとき、新たな設置事業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要する場合、当該設置事業者の次に高い評価を得た者を設置予定事業者とができるものとし、使用料は次に高い評価を得た者が公募で提示していく額とします。

(4) 設置辞退または取消があった場合、既納の使用料は還付しません。

10 その他

(1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

(2) 設置事業者に決定した者は、令和4年7月1日（金）から令和4年7月8日（金）までに、自動販売機の設置を完了してください。

（募集に関する問い合わせ先）

白子町企画財政課

白子町閑5074-2

電話 0475-33-2180（直通）

FAX 0475-33-4132

別表1
公募物件一覧

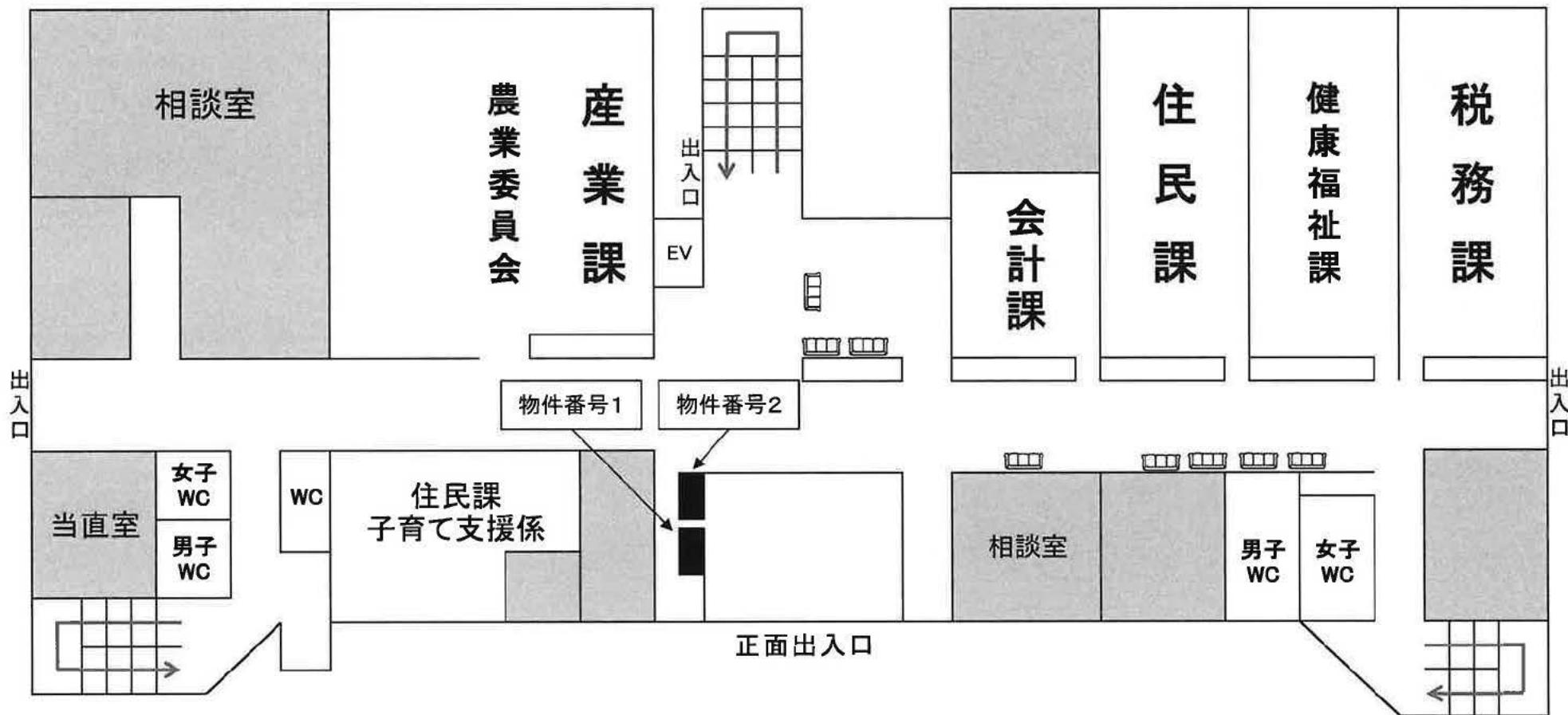
物件 番号	設置場所	所在地	販売形態	設置可能寸法(自販機)		設置台数	財産所管課
				幅	奥行き		
1	白子町役場1階入口横①(奥側)	長生郡白子町閑5074-2	缶・ペットボトル	1.20m以内	0.85m以内	1台	企画財政課
2	白子町役場1階入口横②(手前側)	長生郡白子町閑5074-2	缶・ペットボトル	1.20m以内	0.85m以内	1台	企画財政課
3	白子町青少年センター入口横	長生郡白子町閑5038-1	缶・ペットボトル	1.20m以内	0.85m以内	1台	生涯学習課
4	白子町国民体育館・武道場入口	長生郡白子町閑92(屋外)	缶・ペットボトル	1.20m以内	0.85m以内	1台	生涯学習課

※自動販売機は、設置可能寸法内に収まる機種を設置して下さい。なお、自動販売機のみの面積のため回収ボックスの面積は含まないので、別に設置してください。

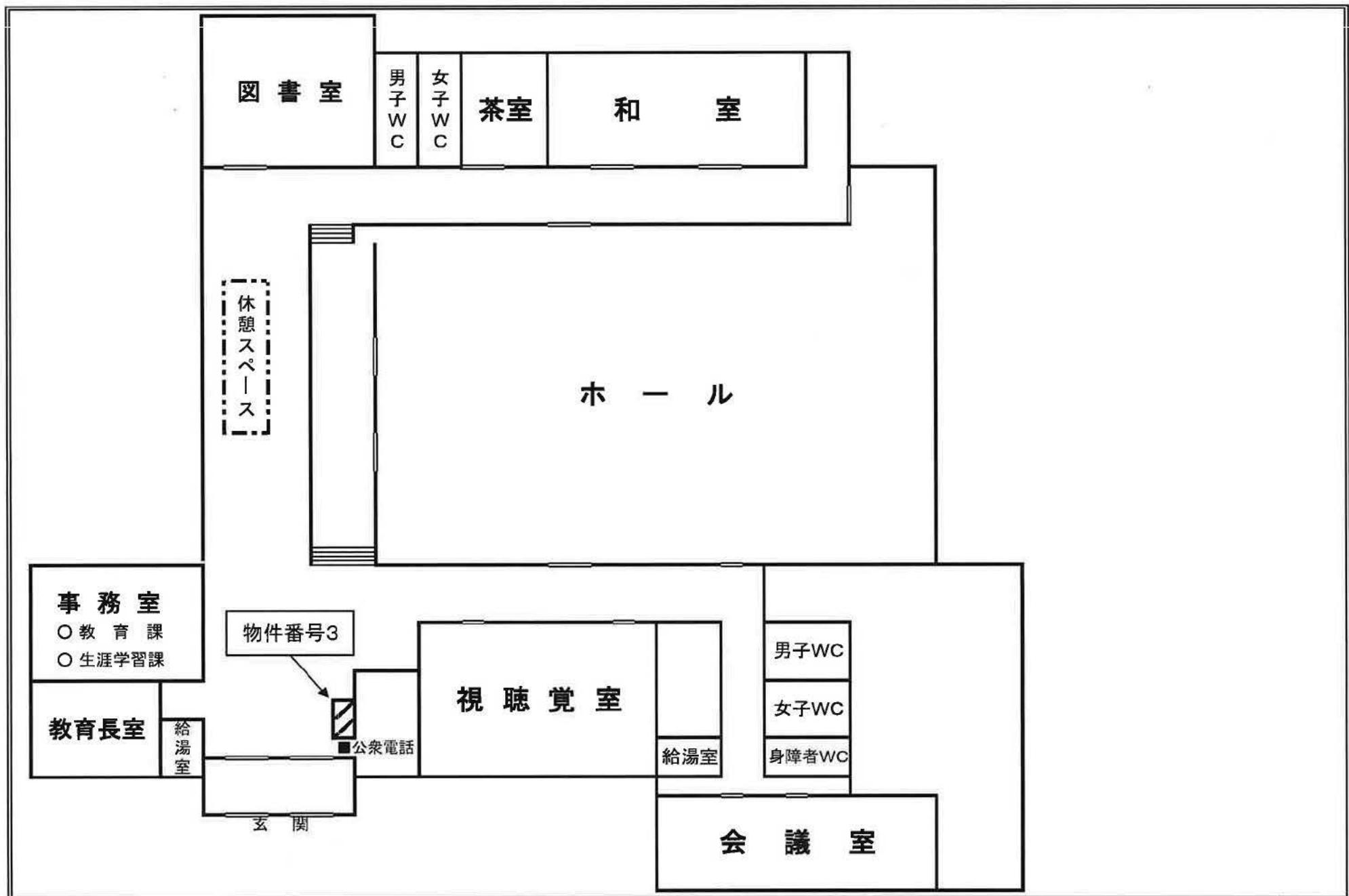
※自動販売機の機種によっては、商品の補充又はメンテナンスにおける扉の開閉等に支障が生じる場合があるため、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をしてください。

白子町役場庁舎自動販売機設置位置図

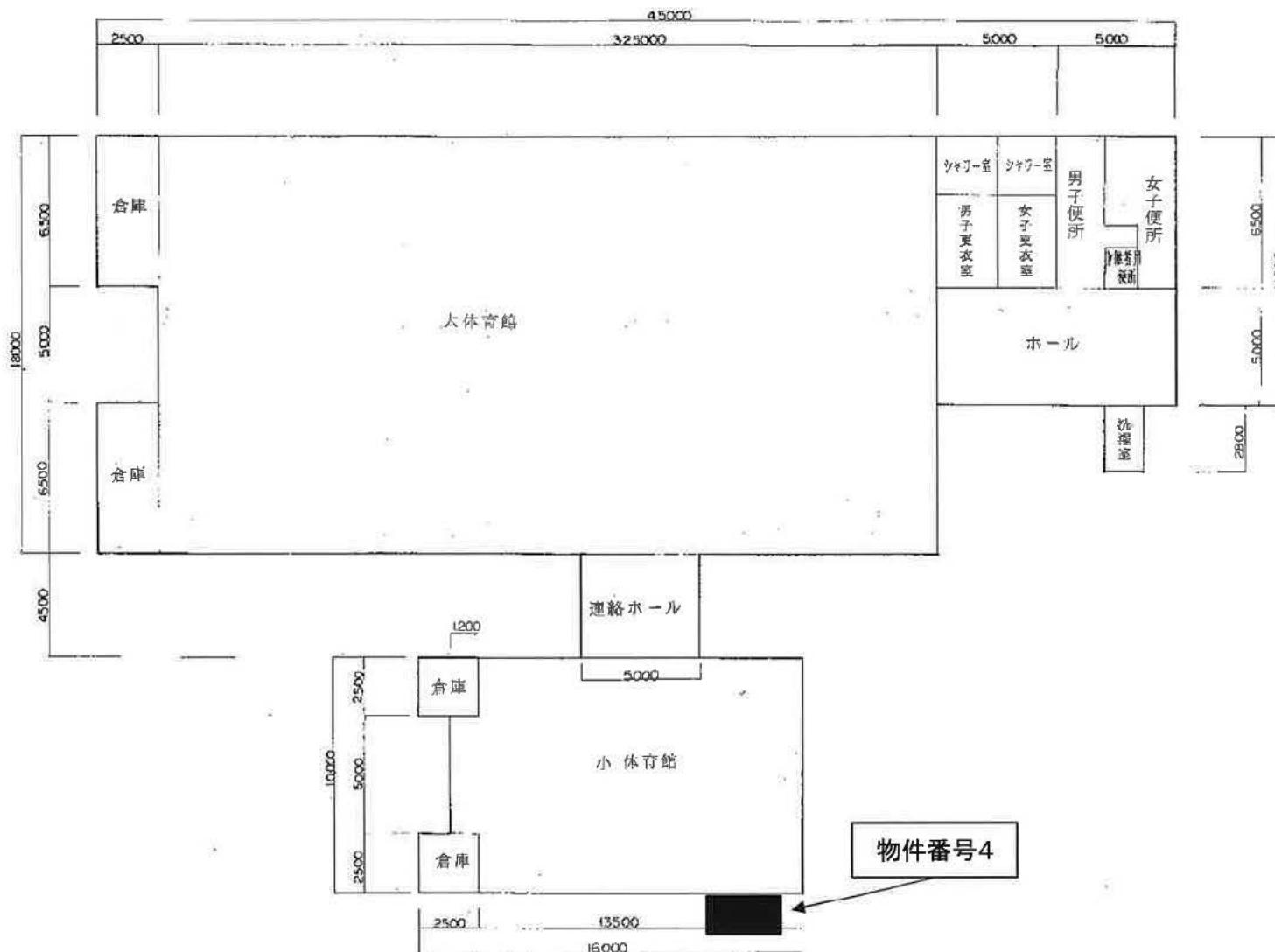
《庁舎1階》



青少年センター自動販売機設置位置図



白子町国民体育馆·武道場自動販売機設置位置図



白子町飲料用自動販売機設置事業者公募結果

令和4年6月

物件番号	設置場所	所在地	決定使用料 (年額・税込)	応募者数	決定事業者・個人名
1	白子町役場1階入口横①(奥側)	長生郡白子町閑5074-2	475,320円	3	■■■■■
2	白子町役場1階入口横②(手前側)	長生郡白子町閑5074-2	475,320円	3	■■■■■
3	白子町青少年センター入口横	長生郡白子町閑5038-1	223,500円	3	■■■■■
4	白子町国民体育館・武道場入口	長生郡白子町閑92(屋外)	223,500円	3	■■■■■

甲第4号証

行政文書部分開示決定通知書

令和4年5月16日

様

(実施機関名)

白子町長

令和4年4月28日付けで開示請求のあった行政文書の開示については、行政文書の一部を次のとおり開示することに決定したので、白子町情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、下記記載の開示実施方法及び日時については、「開示実施方法等申出書」により申し出てください。

開示請求に係る行政文書の名称	公共施設自動販売機設置契約書 販売手数料一覧 電気使用料請求一覧
請求の際に希望した開示の実施の方法	できる <input checked="" type="radio"/> できない <input type="radio"/>
求めることができる開示の実施方法	文書の写しの交付
開示を実施することができる日時	令和4年5月16日 午前8時30分
開示を実施する場所	白子町健康福祉課
行政文書の全部を開示しない理由	白子町情報公開条例第7条第3号イに該当 (理由) 法人にに関する情報であって、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものため。
担当課等	担当課 白子町健康福祉課 電話番号 (0475) 33-2113 内線124

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、白子町長に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として（訴訟において白子町を代表する者は白子町長となる）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考

- 1 記載された開示を実施することができる日までに、開示実施方法等を申し出ることができないときは、担当課等へ連絡してください。
- 2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提出してください。

令和4年5月16日

様

健康福祉課長

ふれあいセンター設置自動販売機の電気使用料・設置料に関する補足説明

1. 電気使用料について

①現在の使用料請求について

各ふれあいセンターに設置しております自動販売機の電気使用料は
████████株式会社との「自動販売機設置契約書」
第3条（販売手数料）により毎月支払いをしていただくことになって
おりましたが、契約当初より未請求の状態でしたので、令和2年9月
より請求を開始し、支払いをしていただいております。

②過去分の電気使用料について

自動販売機電気使用料は、契約書第3条のとおり各自動販売機に設置
されている「電気代子メーター」の電力使用量に基づき、毎月変動の
ある電気料単価をかけて算出しております。

過去の電力使用量は子メーターより算出できるものの、過去の電気料
単価が今現在では不明のため、過去の電気使用料の請求に関しては、
算出方法も含め、████████株式会社と協議中
となっております。

2. 自動販売機設置料について

①設置料請求について

設置料は販売手数料に含む形で支払っていただいております。

資料作成日 令和4年5月9日

ふれあいセンター自動販売機 販売手数料一覧表

(単位：円)

平成29年度	白湯	関	南白亜	計
4~6月	4,117	2,420	2,514	9,051
7~9月	7,133	3,316	4,466	14,915
10~12月	3,811	2,681	3,192	9,684
1~3月	2,761	3,180	2,729	8,670
合計	17,822	11,597	12,901	42,320

(単位：円)

平成30年度	白湯	関	南白亜	計
4~6月	5,250	3,140	5,006	13,396
7~9月	5,571	3,577	4,519	13,667
10~12月	3,403	2,741	5,030	11,174
1~3月	4,263	2,598	4,692	11,553
合計	18,487	12,056	19,247	49,790

(単位：円)

令和元年度	白湯	関	南白亜	計
4~6月	3,321	2,408	3,012	8,741
7~9月	4,028	3,801	4,822	12,651
10~12月	6,173	4,651	3,420	14,244
1~3月	3,941	3,331	3,135	10,407
合計	17,463	14,191	14,389	46,043

(単位：円)

令和2年度	白湯	関	南白亜	計
4~6月	1,783	547	786	3,116
7~9月	2,945	3,456	2,752	9,153
10~12月	2,819	2,898	3,707	9,424
1~3月	2,901	3,429	3,443	9,773
合計	10,448	10,330	10,688	31,466

(単位：円)

令和3年度	白湯	関	南白亜	計
4~6月	3,293	3,040	2,905	9,238
7~9月	2,384	2,928	2,148	7,460
10~12月	2,574	3,444	2,843	8,861
1~3月	1,813	1,354	2,797	5,964
合計	10,064	10,766	10,693	31,523

資料作成日 令和4年5月9日

ふれあいセンター自動販売機 電気使用料一覧

(単位：円)

令和2年度	白潟	南白亜	関	合計
9月	2,259	1,781	2,008	6,048
10月	2,656	2,132	2,407	7,194
11月	2,733	2,415	2,499	7,647
12月	1,893	1,761	1,785	5,439
1月	3,111	2,964	2,876	8,951
2月	1,892	1,767	1,764	5,423
3月	2,527	2,287	2,452	7,265
合計	17,071	15,107	15,790	47,968

(単位：円)

令和3年度	白潟	南白亜	関	合計
4月	3,355	1,591	1,896	6,841
5月	2,506	1,116	1,332	4,954
6月	3,215	1,541	1,836	6,592
7月	2,427	2,002	2,299	6,728
8月	2,898	2,435	2,710	8,044
9月	2,267	1,913	2,065	6,245
10月	1,898	1,617	1,822	5,337
11月	1,899	1,447	2,994	6,340
12月	2,477	2,470	2,671	7,618
1月	3,083	3,076	3,363	9,522
2月	2,734	2,671	2,977	8,382
3月	2,871	2,758	2,962	8,591
合計	31,633	24,636	28,926	85,195

(単位：円)

令和4年度	白潟	南白亜	関	合計
4月	3,146	2,023	1,714	6,883